

# 大阪市任期付職員（事務職員：弁護士） 採用試験要綱

令和8年6月19日

大阪市福祉局

大阪市福祉局障がい者施策部運営指導課では、「障害者総合支援法」等に基づき、指定障がい福祉サービス事業者等の指定及び指導監査を行い、サービスの適正な運営の確保に取り組んでいます。

近年、事業者数の増加に伴い、基準違反・不正請求・虐待等に関する通報や相談が増加するとともに、運営指導等を前提に回避策を講じる巧妙な事案も見られ、従来の手法だけでは実態把握が難しくなっています。また、反社会的勢力の関与が疑われる事案や現地指導時の高圧的対応も生じており、安全確保、適正手続及び証拠保全を踏まえた体制強化が課題です。

大阪市では、質の確保・向上に向けたアクションプランを策定し推進する方針ですが、緊急性の高い事案に対応するため、令和8年9月から指定・指導監査体制を強化することが求められています。

そこで、指定・指導監査体制を強化することを担う人材として、弁護士資格をお持ちの方を任期付職員として次のとおり募集します。

## 1 採用予定者数・職種・受験資格・任用期間等

採用予定者数	職種	受験資格	任用期間
1名	事務職員	弁護士の資格を有し、弁護士名簿に登録している方	令和8年9月1日～ 令和11年3月31日
(採用に関して)			
① 受験者の成績が一定の水準に達しない場合は合格者数が採用予定数を下回ることがあります。また、選考の結果、適任の方がいない場合は、採用を見合わせる場合があります。			
② 合格の後、受験資格がないこと及び申込みの内容に虚偽が認められた場合、又は弁護士資格を喪失した場合、合格を取り消します。			

・上の表の受験資格をみたす方がこの試験を受けることができます。ただし、地方公務員法第16条各号（5ページ参照）に該当する方及び日本国籍を有しない方は受験できません。

## 2 選考方法

### (1) 第1次選考（書類審査）

提出書類に基づき、職務に対する適性、能力、意欲等について審査します。

### (2) 第2次選考 令和8年7月31日（金）予定

個別面接を実施します。

## 3 受験手続

受験申込については、持参または郵送にてお申込みください。

申込方法	【受付期間】 ・令和8年6月19日（金）から令和8年7月22日（水）まで 〔持参の場合：令和8年7月22日（水）17時30分まで〕 〔送付の場合：令和8年7月22日（水）必着〕
------	---

	<p><b>【必要書類】</b></p> <p>① 大阪市任期付職員採用申込書（所定様式） ・3か月以内に撮影した上半身、無帽、正面、の写真を貼付</p> <p>② 職務経歴書（所定様式）</p> <p>③ 実績調書（所定様式）</p> <p>④ 任期に関する承諾書兼申し立て書（所定様式）</p> <p>⑤ 弁護士登録証明書（原本）</p> <p>⑥ 論文（様式は定めていません） ・テーマ：「指定障がい福祉サービス等事業者等の質の確保・向上に向けた本市のあるべき姿について」 ・字数：2,000字程度（A4用紙縦置き横書き）</p> <p>⑦ 「第1次選考結果」送付用封筒（長形3号）1通 ・宛先を記載のうえ、320円切手を貼付 切手の貼付がない場合は、選考結果の送付をしません。 ※書類等に不備がある場合は受験できない場合があります。</p> <p><b>【申し込み方法】</b></p> <p>必要書類①から⑦を角形2号封筒に入れ「任期付職員採用試験申込書在中」と朱書のうえ提出してください。</p> <p>持参の場合：〒541-0055 大阪市中央区船場中央3丁目1番7-331号 船場センタービル7号館3階 大阪市福祉局障がい者施策部運営指導課 土・日・祝日を除く午前9時から午後5時30分まで受付 ただし、午後0時15分から午後1時の間は除く</p> <p>郵送の場合：〒541-0055 大阪市中央区船場中央3丁目1番7-331号 船場センタービル7号館3階 大阪市福祉局障がい者施策部運営指導課 宛 簡易書留により郵送してください。料金不足の場合は受取りません。 令和8年7月22日（水）必着</p>
<p>選考結果の送付</p>	<p><b>【第1次選考】</b></p> <p>令和8年7月24日（金）に特定記録郵便で受験者本人あてに発送します。合格者には第2次選考の日程などをお知らせします。 なお、令和8年7月29日（水）午前中までに選考結果が届かない場合は大阪市福祉局障がい者施策部運営指導課まで御連絡ください。</p> <p><b>【第2次選考】</b></p> <p>令和8年8月25日頃に特定記録郵便で受験者本人あてに発送します。</p>

#### 4 従事する職務等

職務内容
<p>指定障がい福祉サービス事業者等に対する指定、指導監査に関する業務のうち次の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定、指導監査業務における指定障がい福祉サービス事業者等に対する聞取りの同行</li> <li>・上記の同行中に確認された不法行為に対する制止や疑いに対する運営指導課職員との連携</li> </ul>

## 5 勤務条件等

服 務	任用期間中は、営利企業等への従事制限など、地方公務員法の服務に関する規定が適用されますので、現在の弁護士業務を停止していただく必要があります。なお、弁護士会の会費等は自己負担となります。
勤務場所	大阪市中央区船場中央3丁目1番7-331号 船場センタービル7号館3階 大阪市福祉局障がい者施策部運営指導課 (指定障がい福祉サービス事業所等への出張あり)
勤務日、勤務時間・ 休憩時間、休日、 時間外・休日勤務	① 勤務日 土・日・祝日・年末年始を除く月曜日から金曜日まで ② 勤務時間・休憩時間 午前9時から午後5時30分まで（休憩時間45分） ③ 休 日 土・日・祝日・年末年始（12月29日から1月3日） ④ 時間外・休日勤務 必要に応じて従事していただきます。
休 暇	年次休暇：年間20日付与（4月から翌年3月） ただし、1年目（9月から翌年3月）は12日付与 特別休暇：夏季休暇、結婚休暇、忌引休暇等
給 料	年収650万円程度（各種手当は含まず） 職歴加算、昇給あり 各種手当 通勤手当・扶養手当・退職手当等
社会保険等	年金・健康保険については大阪市職員共済組合に加入となります。 上記以外の勤務条件について基本的に本務職員に準じます。

※勤務条件等については令和8年4月時点の実績であり、条例改正等により変更される場合があります。

## 6 申込書等入手方法

インターネット	大阪市ホームページ[市政]⇒[職員等採用]からダウンロードしてください。 ( <a href="https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000681500.html">https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000681500.html</a> )
郵送で請求 する場合	封筒の表に「採用申込書希望」と朱書き、あて先を明記した角形2号（A4判のノ ートが入る大きさ）の返信用封筒に180円切手〔速達の場合は480円切手〕を貼付 したものを同封し、5ページに記載している問合せ先へ請求してください。
直接受け取る場 合	5ページに記載している問合せ先でお申し出ください。 時間：平日 午前9時～午後5時30分 ただし、午後0時15分から午後1時は除く

## 7 試験結果の開示

不合格の場合には、次の要領で申し出ることにより、成績をお知らせします。

令和8年9月7日（月）から9月11日（金）の間で（平日午前9時～正午、午後1時～午後5時）、大阪市福祉局障がい者施策部運営指導課内において開示しますので、受験者本人を証明できる書類（顔写真の添付のあるもの：マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）を持参のうえ、口頭で申し出てください。

## 8 備考

- ① この試験において提出された書類は、受付後返却しません。
- ② 合否結果については、受験者本人以外にはお知らせしません。
- ③ 受験に際して大阪市が収集した個人情報、職員採用試験の円滑な遂行のために用い、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に管理します。

## 9 受験にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組み及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。必ず一読し、心得たうえで、採用試験に関する手続きを行ってください。

### 【大阪市職員基本条例】抜粋

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

### 【その他順守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること。
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと。
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあつては、それを市民に見せないこと。
- ・入れ墨の施術を受けないこと。

(参 考)

地方公務員法（抜粋）

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

**\*この試験についての問い合わせは**

大阪市福祉局障がい者施策部運営指導課

〒541-0055 大阪市中央区船場中央3丁目1番7-331号

船場センタービル7号館3階

Osaka Metro・「本町」「堺筋本町」直結  
電話 (06) 6241-6527  
(ガイダンスでは「1」とお話しください。)